

県内市町の環境基本計画の策定状況

No.	市町名	策定状況	策定根拠	当初計画策定時期	現計画策定時期	現計画期間	名称	理念(目指す姿)	特徴	備考
	兵庫県	策定済	環境の保全と創造に関する条例	H8年6月	H26年3月	H26～H35年度(概ね10年間)	第4次兵庫県環境基本計画	地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・県民にわかりやすく活動の「場」を基本に体系化 ①県民の活動の「場」として「くらし」「しごと」「まち」「さと」の4つの柱で施策を整理 ②「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」という環境分野を上記①の「場」ごとに整理し複合的に施策を推進 ③各主体が協働し地域の特徴を活かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤として位置づけ ・重点目標及び環境指標群を設定し、各施策の点検・評価を見える化 	見直し検討中
1	神戸市	策定済	神戸市民の環境をまもる条例	H23年2月	H28年3月	H28～H37年度(10年間)	神戸市環境マスタープラン	自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸	<ul style="list-style-type: none"> ・理念を最上位に置き、「4つの基本方針」と「4つの神戸の地域資源」を踏まえて、実行していくべき22の「基本目標」のもと、59の「基本施策」と7つの「重点施策」を設定。 ・重点施策については、外部評価員により、施策実施状況、目標達成の点検評価等を受け、その内容を附して神戸市環境保全審議会に報告して、意見や提言を受けることとしている。 	
2	姫路市	策定済	姫路の環境をみんなで守り育てる条例	H13年3月	H25年3月	H25～H32年度(概ね8年間)	姫路市環境基本計画	自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路～持続可能な環境共生社会の形成を目指して～	<ul style="list-style-type: none"> ・理念の実現に向けて、「市民環境力の向上」「低炭素・循環型社会の構築」「生活環境の保全」「自然環境との共生」「快適環境の創出」の5つの基本目標を設定し、推進施策を展開。 ・リーディングプランとして「環境学習推進の輪づくり」「再生可能エネルギーの導入促進」「生物多様性地域戦略づくり」を設定。 	H32年度改訂予定
3	尼崎市	策定済	尼崎市の環境をまもる条例	H15年3月	H26年3月	H26～H35年度(概ね10年間)	尼崎市環境基本計画	ECO未来都市 あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> 環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」として、以下の①から③の視点に基づく6つの目標を設定している。 ①生活・生存の基盤を確保します 目標1:低炭素社会の形成・目標2:循環型社会の形成・目標3:安全で快適な生活環境の保全・目標4:多様な生き物の生息環境の保全 ②尼崎らしさを活かしながら取り組みます ・目標5:環境と経済の共生 ③市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たします。 ・目標6:環境意識の向上・行動の輪の拡大 	
4	明石市	策定済	明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例	H12年2月	H29年8月	策定～H32年度	第2次明石市環境基本計画(改定版)	恵まれた環境と文化をともに守り育て将来につなぐまち“あかし”を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が手に取り読みやすい計画とするため計画書のスリム化を図る ①細かな施策の記載は避け、基本方針や方向性を示した理念計画として位置づける。 ②具体的な取り組みは個別計画(低炭素・自然共生・循環型社会)で定め、そちらで点検・評価していくこととしている。 	
5	西宮市	策定済	西宮市環境基本条例	H7年3月	H17年3月	H17～H30	西宮市新環境計画	人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、H15年に市民、事業者、行政の参画と協働による環境学習を通じた持続可能なまちづくりを目指し「環境学習都市宣言」を行ったが、その宣言を実現するために策定された計画である。 ・「学びあい」「参画・協働」を環境目標に取り入れ、人に重点を置いている。 ・計画を推進する組織として環境計画推進パートナーシップ会議やエココミュニティ会議を設置し、行政だけでなく市民・事業者などに参画してもらい、計画を推進する体制を図っている。 	改定作業中
6	洲本市	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
7	芦屋市	策定済	緑ゆたかな美しいまちづくり条例	H7年9月	H27年3月	H27～H36年度	第3次芦屋市環境計画	「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」の実現	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の環境や地球の環境が抱える課題へ対応するため、環境分野ごとの基本目標として次の5項目を設定 「自然環境を守る」「健康で快適な生活環境を創る」「美しいまちなみを育む」「地球温暖化を防ぐ」「循環型社会を創る」 ②基本方針(=各基本目標達成に向けた取組に共通する方向性)として次の2項目を設定すると共に、その主体である「人」を取組の基盤に位置づけ 「さまざまな環境について学ぶ」「目指すべき環境を共に創る」 	
8	伊丹市	策定済	伊丹市環境基本条例	H16年3月	H23年3月(H28年3月に中間見直し)	H23～H32年度(10年間)	伊丹市環境基本計画(第2次)	環境が大切にされ暮らしやすさと調和したまち	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本となる「伊丹市総合計画(第5次)」の政策目標の1つとして、「環境が大切にされ暮らしやすさと調和したまち」を位置づけ ・環境の保全と創造に関する、「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「自然環境」、「都市環境」の5つの分野の長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を推進 ・市、市民、事業者の三者の協働の取り組みにより、計画を推進 	原則として5年ごとに見直し

No.	市町名	策定状況	策定根拠	当初計画策定期間	現計画策定期間	現計画期間	名称	理念(目指す姿)	特徴	備考
9	相生市	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
10	豊岡市	策定済	豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	H19年4月	H29年6月	2017～2026	第2次豊岡市環境基本計画	(1)豊岡に住み、豊岡を訪れるすべての者が当たり前のこととして、人とコウノトリが共に生きるまちにふさわしい行動をとります。 (2)良好な環境は先人から受け継いだものであることを認識し、次の世代に引き継ぎます。 (3)地域ごとに異なる環境に応じ、地域の個性を生かして取り組みます。	コウノトリの野生復帰をシンボルとして、素晴らしい環境を広げ、将来の世代につなげるために、基本理念、基本方針から、目標とすべき姿を設定して、実現に向けた道筋を示している。	
11	加古川市	策定済	加古川市環境基本条例		H28年3月	H28～H32年度	第2次加古川市環境基本計画(改訂版)	「自然と共生し、だれもが健康でいきいきと暮らすまち 加古川」～美しい自然と豊かな水の恵みを継承し 快適で生命の躍動が感じられるまち～の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・「加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画」と「生物多様性かがわ戦略」を統合 ・「Ⅰ 地球温暖化防止と汚染のない環境」「Ⅱ 多様な生物を育む環境」「Ⅲ 他地域の健全な関わりを保つ環境」「Ⅳ うるおいとやすらぎのある環境」の、4つの基本目標で構成 ・市内の温室効果ガスの削減目標の見直し ・本計画に基づく施策は、「市民」「市民活動団体」「事業者」「行政」が協力・連携して推進するとして、取組の進め方を設定 ・施策の進行管理は、環境マネジメントシステムの手法を用いて実施 	H32年度中に第3次加古川市環境基本計画を策定予定
12	赤穂市	策定済	赤穂市環境基本条例	H13年3月	H28年3月	H28～H32年度	赤穂市環境基本計画	市民・事業者・市などが社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化する都市	<ul style="list-style-type: none"> ・5つの基本目標を設定し、基本目標に沿った取組を設定 ①最適消費と健全な循環のまち ②自然と共生するまち—生物多様性の維持— ③うるおいとやすらぎのあるまち—多様で節度ある快適さの確保— ④環境への取組を通じた活力あるまち—環境と産業との融合— ⑤環境に配慮した人・社会のまち—みんなが環境に学び・ともに育む— 	見直し検討中
13	西脇市	策定済	西脇市の環境をまもる条例	H23年12月	H23年12月	H23～H32年度(概ね10年間)	西脇市環境基本計画	『光・風・水の織りなす いのち輝くまち にしわき』—未来へつなぐ環境都市を目指して—	<ul style="list-style-type: none"> ・6つの分野(生活環境、循環型社会、自然環境、地球環境、環境経済、環境教育)で基本目標を定める。 ・計画を推進するため、市民、事業者、行政が協働するための体制として「西脇環境づくり市民会議」を立ち上げた。 	現在中間見直し作業中
14	宝塚市	策定済	宝塚市環境基本条例	H8年3月	H28年3月	H28～H37年度	第3次宝塚市環境基本計画	「環境都市宝塚 健全で恵み豊かな環境をともに育むまち」～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境都市 宝塚」を推進するうえでの基本的な視点を設定 基本的視点1 持続可能な発展 基本的視点2 参画と協働 基本的視点3 生物多様性の保全 ・市民、事業者、市のそれぞれの取り組むべき事項を明記 ・計画の実効性を確保するために市の取組については重点取組項目を明記し、環境指標については目標を設定し、適切な進行管理を行う 	
15	三木市	策定済	三木市環境基本条例	H11年3月	H21年5月	H21～H30年度(概ね10年間)	三木市環境総合計画	みんなの行動で日本一美しくうるおいのあるまちをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 共生:健康で文化的な暮らしの中で、人と自然、人と人が共生していくことをめざします。 循環:暮らしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にしていけます。 学習:自然の大切さ、人と環境との関わりを学びあい、環境に配慮します。 参画:市民・事業者・行政が、お互いに連携して環境活動を進めます。 	他の計画と整合性を保つため、改訂時期は検討中
16	高砂市	策定済	高砂市環境保全条例	H9年5月	H29年3月	H29～38年度 ※5年後(H33年度に見直し)	第2次高砂市環境基本計画	自然・まち・ひとが共生する高砂～水と緑が将来に続く～	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間を、上位計画である「第4次高砂市総合計画」に準じた10年間とし、国や県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、5年後に中間見直しを行う。 ・計画の対象とする環境の範囲を、「生活環境(典型7公害、景観)」「自然環境」「地球環境(地球温暖化対策)」「環境学習」の4分野とし、それぞれに基本目標を設定 ・各基本目標達成のため、取組の方向性と進捗管理のための指標を設定し、市独自の環境マネジメントシステムにおいて進捗状況を毎年把握する。 ・対象市域を市全域とする。(区域ごとの目標は設定しない。) 	

No.	市町名	策定状況	策定根拠	当初計画策定時期	現計画策定時期	現計画期間	名称	理念(目指す姿)	特徴	備考
17	川西市	策定済	川西市環境基本条例	H19年4月	H29年3月	H29～H38年度	第2次川西市環境基本計画	より環境負荷の少ない、循環を基調とした人と自然が共生した発展が可能なまちの創出	基本理念 ①協働での取り組み ②自然環境への配慮 ③良好な生活環境の確保と継承 ④歴史・文化の継承 ⑤地球環境の保全	
18	小野市	策定済	小野市環境基本条例	H22年3月	H22年3月	H22～H31年度(10年間)	小野市環境基本計画	人と自然が共生できる「エコタウンおの」の創造	左記、基本目標を実現するため、6つの基本方針を掲げ、施策を推進する。 ①豊かな自然をいつまでも誇れるまち ②歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち ③健康で安全に暮らせるまち ④持続可能な循環型社会のまち ⑤みんなが環境のことを考え行動できるまち ⑥地球にやさしい行動に取り組むまち	H31年度見直し
19	三田市	策定済	三田市環境基本条例	H9年3月	H20年3月	H20～H29年度(中間H25改定)	三田市新環境基本計画	市民の環(わ)で自然と暮らしをはぐくむまち 三田	基本施策として4つの環境将来像と重点プロジェクトを設定 ・「パートナーシップにより環境と経済の好循環をはぐくむまち」 ・「豊かな自然を守りはぐくむまち」 ・「環境への負荷が少ない循環型のまち」 ・「快適で健康に暮らせるまち」 上記の実現に向けた目標と具体的施策を整理している。	H30年度からの次期計画策定中
20	加西市	策定済	加西市環境基本条例	H18年7月	H29年3月	H29～H39年度	第2次加西市環境基本計画	水と緑と人がおりなす風土記の世界を未来につなぐまち 加西	本市計画の対象に、播磨国風土記が編纂された1300年前から受け継がれる田園・里山景観を守ること、地域の共同・助け合いによる環境保全活動が益々重要性を高めていることを踏まえ、「景観」と「環境保全のための地域連携・人づくり」を加えている。	5年に一度、市民アンケートを実施、検証する。
21	篠山市	策定済	篠山市総合計画 篠山市環境基本条例	H22年3月	H22年3月	H22年度からの10年間	篠山市環境基本計画	源流のまち篠山 ～命をはぐくむ豊かな森と水を未来につなぐ～	・「自然」「教育」「農業」「生活」の4つの分野別に基本目標と具体的な行動内容を整理している。 ・具体的な行動内容について、市民・事業者・市のそれぞれの役割を明確に示している。 ・計画を具現化する15の重点的な取り組みについて、「環境実行計画」として、目的や主体、取り組み内容などを具体的に整理している。 ・計画策定にあたって、19回のワークショップを行い、市民の意見を幅広く取り入れている。	H30～31に見直し予定
22	養父市	策定済	養父市環境基本条例	H23年4月	H23年4月	H23～H32年度(概ね10年間)	養父市環境基本計画	人と自然がよりよい未来を育むまち	環境像を実現するための基本目標として、5つを定め重点的に推進 ①地球環境負荷を低減します ②安心・安全な生活環境を確保します ③多様な自然環境を維持します ④ひとりひとりが実践し協力します ⑤環境に配慮した観光・交流を推進します	
23	丹波市	策定済	丹波市環境基本条例	H19年3月	H29年3月	H29～H38年度	第2次丹波市環境基本計画	丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまち	①4つの基本目標を柱に施策の方向性を設定し、具体的な施策の実施事項を示している。 ②環境指標群を設定し、数値目標で点検評価を行う。	
24	南あわじ市	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
25	朝来市	策定済	朝来市生活環境保全条例	H22年3月	H27年3月	H27～H31年度	第2次朝来市環境基本計画	人と自然が共生する 歴史と交流のまち 朝来市	特になし	
26	淡路市	策定済	淡路市環境基本条例	H27年3月	H27年3月	H27～H36年度(10年間)	淡路市環境基本計画	環境の保全と創造、地球環境の保全	・目指すべき「環境の将来像」の設定 将来像:「海・里・山、自然の恵み豊かな島 笑顔が育む循環と共生のまち」 ①市、事業者、市民及び滞在者の責務の明確化 ②6つの基本目標の設定 「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」「安全・快適社会」「環境資源を活用した地域活性化」「地域力にあふれる社会」 ③基本目標を達成するために22の基本施策の抽出	

No.	市町名	策定状況	策定根拠	当初計画策定期期	現計画策定期期	現計画期間	名称	理念(目指す姿)	特徴	備考
27	宍粟市	策定済	宍粟市環境基本条例	H22年7月	H28年3月	H28～H32年度(5年間)	宍粟市環境基本計画	世界に誇れる環境主都	4つの基本目標に分けて市民・事業者・行政の取り組むべき内容を整理し、基本目標の分野ごとに進捗状況を確認するための環境指標を設定している。	
28	加東市	策定済	加東市環境基本条例	H23年3月	H23年3月	H23～H32年度(10年間)	環境基本計画及び行動方針	多彩な水辺、歴史と文化あふれる山々、酒米“山田錦”実る農地を受け継ぐ誇り高き“環境びと”が集うまち 加東～すばらしい環境を次世代に引き継ぐために～	環境の保全と創造の推進に当たって、加東市環境基本条例の基本理念を念頭に置きながら、目指すべき環境の将来像と温室効果ガス排出量25%削減という一つの大きな目標を定め、将来像と目標の実現に向けて、4つの基本的な方針の下、環境の保全と創造に積極的に取り組む。 ①青い空と緑の大地を豊かに保ち、地球にやさしいまち ②環境びとの生活空間を美しく、快適に保つまち ③色鮮やかな山、澄んだ水を守り、生きものとともに暮らすまち ④みんなで環境びとになるために互いに協働できるまち ・毎年、環境の状況や施策の実施状況を年次報告として公表	H28～H32年度重点プロジェクト策定(中間評価及び5年間の目標設定)
29	たつの市	策定済	たつの市住みよい環境を守る条例	H20年3月	H26年3月	H26～H29年度	たつの市環境基本計画改訂版	自然と調和した快適で安全な環境づくり	①生活環境・自然環境・都市環境・循環型社会・地球環境の分野別に、基本目標を設定。 ②基本目標の実現に向け、市民、事業者、市が連携し、環境にやさしい潤いのあるまちづくりのための取組を推進。	今年度見直し作業中
30	猪名川町	策定済	猪名川町環境の保全と創造に関する条例	H12年9月	H28年3月	H28～H32年度(概ね5年間)	第4次猪名川町環境基本計画	澄みきった空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた良好な環境の保全と創造に取り組み、誰もがいつまでも住み続けたいと思える魅力的なまちを実現する	・環境の保全と創造は、住民、事業者、行政がそれぞれの責任を自覚し、協働してはじめてその実現が図られるものであること。 ・現在享受している環境は、先人の努力によるもので、現在の住民に残された貴重な遺産であり、これを将来の住民へ継承されるものであること。 ・住民、事業者、行政がそれぞれの立場で日常生活や事業活動について自ら環境に配慮することにより、環境への負担の少ない持続的な発展が可能な社会の実現をめざすものであること。 ・地球環境保全が、人類共通の課題であることから、住民、事業者、行政すべてが地球環境保全を自らの課題として捉えて、環境の保全に努めるものであること。	
31	多可町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
32	稲美町	策定済	稲美町環境保全条例	H14年3月	H24年3月	H24～H33年度	第2次稲美町環境基本計画	「いなみ野の自然と人の心を守り育むまち」	①循環型社会の実現 ②地球温暖化対策の推進 ③自然環境との共生 ④快適な生活環境の実現 ⑤環境教育の推進 を基本目標に現状と課題の調査、目標の設定、施策の展開を明確化。	
33	播磨町	策定済	播磨町環境保全条例	H13年3月	H23年3月	H23～H32年度	播磨町環境基本計画	「みんなで育む 豊かな環境のまち はりま」をめざすべき環境像としている。	・めざすべき環境像の実現に向けて、6つの基本目標を定めている。 ①地球温暖化対策②循環型社会③自然環境・生物多様性④地域環境⑤環境教育⑥環境経済 基本目標ごとに現状と課題、総合指標、取り組むべき施策内容を定めている。 ・各施策の達成に向けて、リーディングプロジェクトを設定し、住民・事業者・各種団体・行政の各主体がそれぞれの立場に応じた役割を定めている。	
34	市川町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	総合計画で規定
35	福崎町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
36	神河町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
37	太子町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
38	上郡町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
39	佐用町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	策定に向け検討中
40	香美町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—
41	新温泉町	未策定	—	—	—	—	—	—	—	—